

今号は、今月初旬に発表された「平成 29 年度 税制改正大綱」について、先生方に影響があると思われるものを中心にご紹介させていただきます。

1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成 30 年以降、「配偶者控除」につきましては、新たに納税者本人の所得要件が加わり、**納税者本人の合計所得金額が 900 万円(給与収入 1,120 万円)を超える場合は控除額が縮小され、1,000 万円(給与収入 1,220 万円)を超える方については、全く適用できないこと**となります。一方、「配偶者特別控除」につきましては、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下(給与収入 103 万円超 2,015,999 円以下)であれば適用を受けられることとなり、**現状の配偶者の所得要件**(配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満[給与収入 103 万円超 141 万円未満])**に比べ、要件が緩和**されます(ただし、**納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超える場合は控除額が縮小**されます)。

		納税者本人の給与収入			
		1, 120 万円以下	1, 170 万円以下	1, 220 万円以下	1, 220 万円超
配偶者の給与収入	201万円超	0	0	0	0
	201万円以下	3	2	1	0
	197万円以下	6	4	2	0
	190万円以下	11	8	4	0
	183万円以下	16	11	6	0
	175万円以下	21	14	7	0
	167万円以下	26	18	9	0
	160万円以下	31	21	11	0
	155万円以下	36	24	12	0
	150万円以下	38	26	13	0

<給与収入と配偶者(特別)控除の早見表 [単位:万円]>

2. NISAの拡充(積立NISA)

平成 31 年以降、これまでのNISA(年間投資金額 100 万円まで、5 年間非課税)に加え、**年間投資金額 40 万円まで、20 年間非課税**という制度(いわゆる**積立NISA**)が創設されます。これまでのNISAとの重複適用はできず、**いずれかを選択適用**することとなります。また、投資できる金融商品は長期の積立・分散投資に適した一定の商品に限定されます。

3. タワーマンションに係る固定資産税等の見直し

これまで、タワーマンションの所有に係る固定資産税、また、取得に係る不動産取得税は、高層階の部屋でも低層階の部屋でも同額でしたが、**平成29年4月以降の売買契約締結分**より、これらの税額が、高層階の部屋はこれまでと比べて高額に、逆に、低層階の部屋はこれまでと比べて低額になります。なお、「タワーマンション節税」として問題視されておりました「**相続税の財産評価に関する改正**」につ

ては、今回の大綱では触れられておりません。

4. 所得拡大促進税制の拡充

所得拡大促進税制につきまして、**現行の制度**(給与等の増加額が一定の要件を満たす場合に、[当事業年度の給与等－基準事業年度の給与等]×10%を所得税又は法人税から控除できるというもの)を残した上で、当該要件に加え、**当事業年度の平均給与等支給額**(雇用保険被保険者一人あたりの平均給与等)が前事業年度のそれに比べて**2%以上増加している場合**には、上記の控除に加え、[当事業年度の給与等－前事業年度の給与等(※)]×12%を、所得税又は法人税から追加で控除できることとなり、**拡充**されます。

※ [当事業年度の給与等－基準事業年度の給与等]が上限

5. 中小企業経営強化税制の創設

生産性向上設備投資促進税制(以下、「生産性税制」)につきましては**平成 29 年 3 月 31 日で廃止**となりますが、**平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、一定の要件**を満たす設備投資を行った場合には、「取得価額の**全額(100%)の即時償却**」又は「取得価額の**10%の税額控除**」を受けることができる「**中小企業経営強化税制**」が創設されます。現行の生産性税制(「取得価額の50%の特別償却」又は「取得価額の4%の税額控除」と比較して、より大きな節税効果が見込まれる内容となっておりますが、適用を受けるためには「**経営力向上計画**」を国(医療機関の場合は所轄である厚生労働省)に申請して認定を受ける等、**一定の手続が必要**でハードルは高くなっております。また現段階におきましては、**医療機関が有効活用できるかどうかにつきまして未だ詳細が明らかでない部分**がありますので、次号以降にて改めて解説させていただきます。

6. 償却資産税の軽減

これまで、一定の「**機械装置(医療機器は対象外)**」についてのみ、償却資産税が 3 年間にわたり50%軽減される措置がありました。が、**一定の要件**を満たし、かつ、**一定の地域内にある「建物附属設備」「器具備品(医療機器も対象)」**につきましても、償却資産税の軽減措置の対象となります。「**経営力向上計画**」を国(厚生労働省)に申請して認定を受ける等、**手続に労力を要**しますが、医療機関にも門戸が開かれることとなります。

7. 持分なし医療法人への移行の奨励

持分あり医療法人が持分なし医療法人に移行する際のハードルとして、持分を有する個人がその持分を放棄したことにより「法人が受ける経済的利益について贈与税が課せられる」という大きな問題が存在しておりますが、近々改正が予定されている医療法にもとづいて「**移行計画の認定を受けた医療法人**」が**移行期限までに持分の定めのない医療法人へ移行し、かつ、移行日以後 6 年間、その認定要件を維持した場合には、贈与税が非課税**となります。この改正が、持分なし医療法人への移行を促進する改正となり得るかどうかは、「**改正医療法にもとづく認定要件の内容**」次第です。詳細が明らかになり次第、改めて解説させていただきます。